

新型コロナ感染拡大防止集中対策の期間延長について

令和3年5月28日

1 趣旨

本県の感染状況は、感染力の強い変異株の影響等により、クラスターが広範に多発するなど感染者が増大を続け、医療提供体制への負荷が高まっていたことから、感染拡大防止に向けて、5月18日から集中対策を実施しているところである。この取組により、新規感染者数の増加は抑制されているものの、入院者における中等症以上の患者の割合が高まり、全体的に入院が長期化する傾向にあることから、県医師会・病院協会から医療緊急事態宣言が出されるなど、医療提供体制がひっ迫する非常に厳しい状況にある。

こうした状況に加え、隣県の福岡及び広島県の緊急事態宣言の期間が延長されることから、現在、31日までとしていた集中対策について、期間を6月20日まで延長して実施する。

ただし、集中対策期間中であっても、モニタリング指標のうち、「確保病床使用率がステージ3の目安である50%未満」、かつ、「直近1週間の新規感染者数がステージ2の目安である人口10万人当たり15人未満(1日平均29人以下)」となった場合には、県民の皆様にご要請している「外出機会の半減」等について、緩和を検討する。

2 集中対策期間

5月18日(火)～6月20日(日)

3 県民、事業者への要請

集中対策期間の周知については、テレビ・ラジオ・SNSによる情報発信や、国道・県道・高速道路の電光掲示板の活用、新幹線駅(5)、空港(2)、高速道路SA・PA(12)、道の駅等へのポスター設置等を実施

(1) 県外との往來の自粛

○県外との往來は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛

○特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県との往來は、最大限自粛

(2) 外出機会の半減

○不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会を半減

例:まとめ買いや宅配の利用等による買い物回数の低減、人との接触を伴うサークル活動等の自粛、地域で集まって行う会合やカラオケ等の自粛

※通院、通勤、通学など、日常生活上で必要なものまでは制限しない

○旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期

- 県観光連盟の発行する「行こうよ。やまぐちプレミアム宿泊券」の利用自粛
- Go To Eat キャンペーン食事券の販売停止及び利用自粛(テイクアウト除く)
- みんなでたべちゃろ！キャンペーン・やまぐち食彩店における値引きサービスの停止

(3) 感染予防対策の徹底

- 「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、基本的な感染予防対策を徹底
※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」
- 会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛
- 外食する際は、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策へ協力
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談

(4) 事業者における感染防止対策の強化

- 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底
- 特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底
- 県外出張は自粛することとし、特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域への出張は、最大限自粛
- やむを得ず県外との往来があった従業員等の在宅勤務(テレワーク)や健康管理に対する配慮
- 在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減。また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底

4 高齢者施設等における感染防止対策

- 高齢者施設（入所系）や療養型入院医療機関等における職員への一斉PCR検査
- 高齢者・障害者施設（通所系）における緊急点検等
- 職員への感染対策資質向上研修

5 学校における感染防止対策

- 高等学校生徒・教職員のPCR検査実施
- オンデマンド視聴による臨時感染防止対策研修会の実施
- 部活動における県外との往来を伴う他校との練習試合・合宿等については極力自粛し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出されている区域については、最大限自粛

6 イベント等の開催制限

- 原則、県主催イベントの中止、又は、延期
- 県外からの参加自粛を呼びかけるよう主催者に要請

7 県有施設の利用制限

- 県外からの来場自粛の呼びかけ